

# 4

## 簡易生命保険業務概要

### CONTENTS

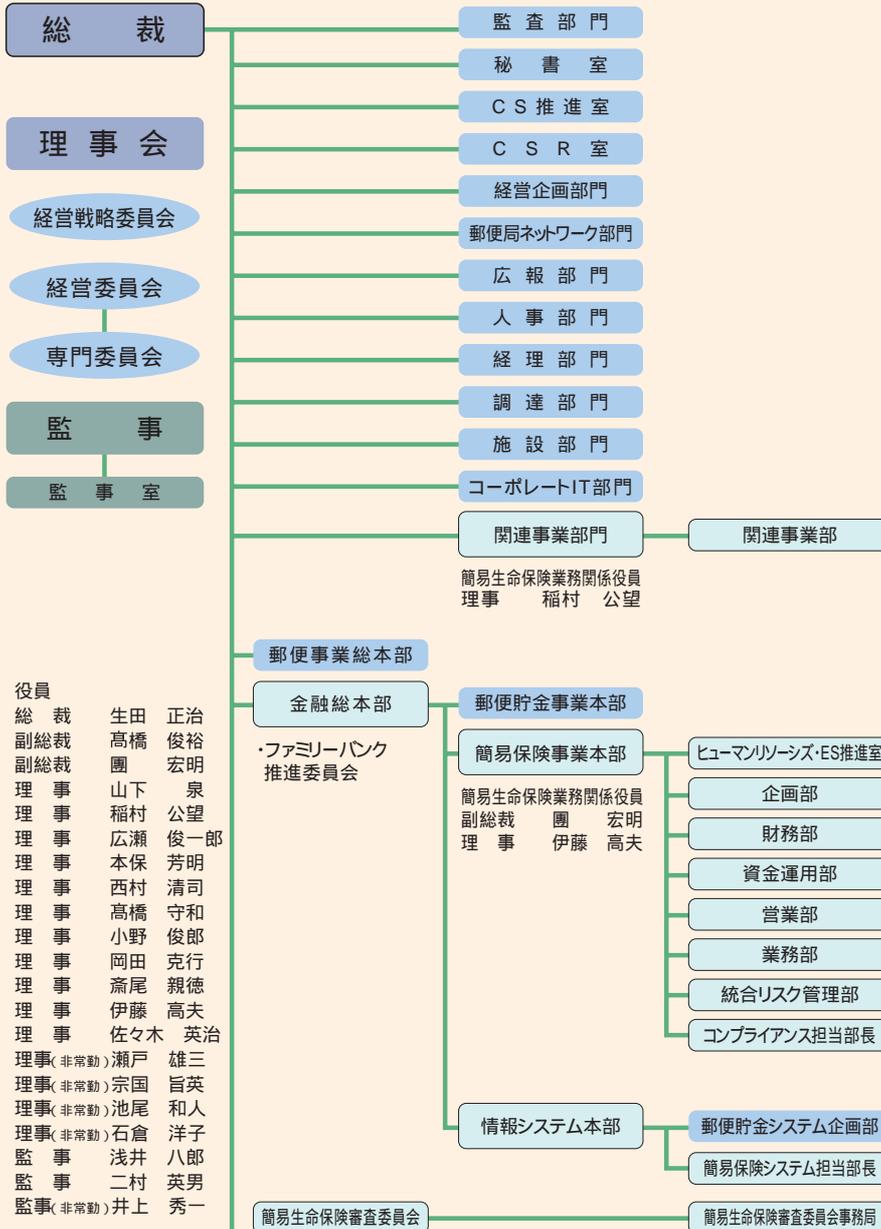
<b>1.組織の概要、役員の氏名・役職</b> ……	<b>50</b>
<b>2.業務の内容</b> ……	<b>51</b>
<b>3.商品・サービスのラインアップ</b> ……	<b>52</b>
商品一覧、特約一覧 ……	52
<b>4.主な情報提供資料</b> ……	<b>64</b>
(1)ディスクロージャー冊子 ……	64
(2)ホームページ ……	64
(3)郵便局ホームページ ……	65
(4)情報公開窓口 ……	65
<b>5.都道府県別郵便局数(簡易保険)</b> ……	<b>66</b>
<b>6.その他の業務概要</b> ……	<b>67</b>
(1)ATM・CDの設置 ……	67
(2)契約上の権利義務に関する事項に係る裁判によらない紛争解決手続 ……	67
(3)組織の概要、役員の氏名・役職 ……	68
<b>7.本社及び支社・事務所の所在地</b> ……	<b>69</b>
<b>8.お客さま相談窓口</b> ……	<b>69</b>
(1)簡易保険事務センター等 ……	69
(2)その他の相談窓口 ……	69
(3)お客さま相談窓口 ……	70
(4)簡易保険カードの紛失・盗難の受付 ……	70
<b>9.沿革</b> ……	<b>71</b>

# 1

# 組織の概要、役員の名・役職

(平成16年7月1日現在)

## 本社組織



## 地方組織

### 支社(13か所)

- ・北海道支社
- ・東北支社
- ・関東支社
- ・東京支社
- ・南関東支社
- ・信越支社
- ・北陸支社
- ・東海支社
- ・近畿支社
- ・中国支社
- ・四国支社
- ・九州支社
- ・沖縄支社

- ・郵便貯金地域センター(49か所)

### 郵便局(約24,700局)

### 郵便局(約20,200局)

- 参考
- 簡易郵便局(約4,500局)

### 附属施設

- ・簡易保険加入者福祉施設(97か所)
- ・通信病院(14か所)
- ・郵政健康管理センター(36か所)
- ・健康管理室(16か所)
- ・職員訓練所(11か所)

## その他の組織

- ・監査室(50か所)
- ・郵政総合研究所(1か所)
- ・郵政資料館(1か所)
- ・郵政資料館(分館)(2か所)
- ・福利厚生センター(7か所)
- ・健康管理事務センター(1か所)
- ・災害補償事務センター(1か所)
- ・物流センター(4か所)
- ・ネットワークセンター(7か所)
- ・法人営業推進本部(郵便)(2か所)
- ・国際郵便業務統括センター(1か所)
- ・郵便輸送センター(2か所)
- ・郵便貯金事務センター(11か所)
- ・郵便貯金事務計算センター(2か所)
- ・簡易保険事務センター(7か所)
- ・かんぽコールセンター(1か所)

○は簡易生命保険業務

## 組織の概要

### 本社組織

簡易保険事業の中期経営目標・中期経営計画、アクションプラン等の策定及び進捗管理並びに地方組織等の管理等を行う組織として、本社に金融総本部簡易保険事業本部を設置しています。

### 簡易保険事務センター

簡易保険の契約の締結及び管理等に関する事務を行う組織として、札幌、仙台、東京、岐阜、京都、高松及び福岡の7か所に簡易保険事務センターを設置しています。

簡易保険事務センターでは契約締結事務のほか、保険金・年金・還付金等の支払決定、契約の異動・変更、保険料の受入監査、各種統計の作成等に関する事務を行っています。

### 支社

全国各地に設置された郵便局をサポートする組織として、北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の13か所に支社を設置しています。

簡易保険事業については、各支社の保険事業部 沖縄支社にあつては貯金・保険事業部 が、簡易保険に関する郵便局のサポートや簡易保険資金の地方公共団体への貸付等の事務を行っています。

### 郵便局

お客さまに接する窓口として、全国各地に平成15年度末現在20,245局の郵便局を設置しており、簡易保険事業では、このうち20,230局の郵便局において、保険・年金保険の販売、保険料の受入、保険金・年金の支払等の事務を行っています。

### 加入者福祉施設

簡易保険の加入者の福祉を増進するために、加入者ホーム、総合健診センター、保養センター等の加入者福祉施設を全国に97か所設置しています。

このほか、日本郵政公社から郵便局の窓口で取り扱う事務を受託した者が設置している施設 簡易郵便局 があります。簡易保険事業では、保険・年金保険契約の申込受理事務、保険料の受入事務、満期・生存保険金及び年金の支払事務を行っています。

## 2 業務の内容

### 業務の内容

日本郵政公社は、日本郵政公社法 平成14年法律第97号 第19条の規定に基づき、以下の業務を行っています。

簡易生命保険法の規定に基づく簡易生命保険の業務

簡易保険加入者福祉施設の設置及び運営

原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの業務

## 3 商品・サービスのラインアップ

### 商品一覧、特約一覧

#### 簡易保険の種類と加入年齢

簡易保険は、万一の場合の家族の生活保障、老後の生活保障、子供の教育資金の準備など国民各自のライフサイクルを通じて生じる多様なニーズに備え、それぞれの加入目的に合わせた保険を取り扱っています。

平成16年4月1日現在、簡易保険の保険種類は、法律上、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険及び夫婦年金保険付家族保険の11種類ですが、これらは、さらに、約款上25種類に分けられており、加入者の方がその希望に合った保険種類を選択することができるようにしています。

#### 簡易保険の種類

法律上の保険種類	約款上の保険種類
終身保険	普通終身保険 特別終身保険 介護保険金付終身保険
定期保険	普通定期保険 職域保険
養老保険	普通養老保険 特別養老保険 特定養老保険 学資保険
家族保険	夫婦保険
財形貯蓄保険	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険
終身年金保険	即時終身年金保険 据置終身年金保険 介護割増年金付終身年金保険 財形終身年金保険 即時確定拠出終身年金保険 据置確定拠出終身年金保険
定期年金保険	即時定期年金保険 据置定期年金保険
夫婦年金保険	即時夫婦年金保険 据置夫婦年金保険
終身年金保険付終身保険	終身年金保険付終身保険
定期年金保険付養老保険	育英年金付学資保険
夫婦年金保険付家族保険	夫婦年金保険付夫婦保険
11種類	25種類

## 簡易保険の加入年齢

保 険 種 類		加 入 年 齢									
		0	10	20	30	40	50	60	70	75 歳	
終身保険	普通終身保険 (ながいきくん 定額型 ばらんす型2・5倍)			20							65
	特別終身保険 (ながいきくん おたのしみ型)			20							65
	介護保険金付終身保険 (シルバー保険)			20							65
定期保険	普通定期保険		15						50		
	職域保険		15								65
養老保険	普通養老保険 (フリープラン)	0									70
	特別養老保険 (フリープラン < 2・5・10倍保障型 >)		15								65
	特定養老保険 (一病壮健プラン)					40					65
	学資保険	0	12	18							55(男性) 55(女性)
家族保険	夫婦保険			20							55
財形貯蓄	財形積立貯蓄保険		15								65
	財形住宅貯蓄保険		15								54
終身年金保険	即時終身年金保険								55		75
	据置終身年金保険			20							74
	介護割増年金付終身年金保険 (シルバー年金あんしん)			25							65
	財形終身年金保険					36					54
	即時確定拠出終身年金保険								60		70
	据置確定拠出終身年金保険	0									70
定期年金	即時定期年金保険								55		70
	据置定期年金保険						45				69
夫婦年金	即時夫婦年金保険								55		75
	据置夫婦年金保険			25							74
終身年金保険付終身保険 (トータルプランしあわせ)				25							55
育英年金付学資保険 (育英学資)		0	12	18							55(男性) 55(女性)
夫婦年金保険付夫婦保険 (トータルプランふうふう)				25							55

- (注1) ■は被保険者(夫婦保険は主たる被保険者及び配偶者である被保険者、夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険は主たる被保険者)、■は保険契約者です。  
(注2) 夫婦保険及び夫婦年金保険の場合は夫婦の年齢差が15歳の範囲内であること、夫婦年金保険付夫婦保険の場合は夫婦の年齢差が15歳の範囲内で、かつ、配偶者である被保険者の年齢が65歳以下であることを要します。  
(注3) 据置確定拠出終身年金保険の加入年齢範囲は、満70歳に達する日までです。

## 簡易保険の仕組み

### 基本契約

種 類	仕 組 み	備 考
終身保険 普通終身保険 (ながいきくん 定額型 ばらんす型2・5倍)  特別終身保険 (ながいきくん おたのしみ型) 介護保険金付終身保険 (シルバー保険)	終身間の死亡保障 死亡は一定額又は保険料払込 期間満了前は満了後の2倍、5 倍保障 生存保険金付き  生存保険金及び介護保険金 付き	保険料は、60、65、70、75歳払込済  同上  同上
定期保険 普通定期保険 職域保険	一定期間の死亡保障 死亡保険金のみを支払 職域向け	保険期間 10年 保険期間 1年(自動更新)
養老保険 普通養老保険 (フリープラン) 特別養老保険 (フリープラン 2・5・10倍保障型) 特定養老保険 (一病壮健プラン) 学資保険	死亡保障と満期保障 死亡と満期の同額保障  死亡は満期の2、5、10倍保障  糖尿病り患者等向け  学資金積立用	10～80歳満期  25～75歳満期  10年満期  15、18、22歳満期。契約者死亡後は保険料払込不要
家族保険 夫婦保険	一契約で家族を保障 夫婦のみ保障	10、15、20年満期 夫婦双方の死亡保障と、一方につき満期保障
財形貯蓄保険 財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	勤労者の財産形成 一般の貯蓄用 住宅取得専用	災害死亡保障と満期保障 5、7、10年満期。満期保険金の用途自由 5、7、10年満期。満期保険金の用途住宅取得に限定 非課税
終身年金保険 即時終身年金保険 据置終身年金保険  介護割増年金付終身年金保険 (シルバー年金あんしん) 財形終身年金保険 即時確定拠出終身年金保険 据置確定拠出終身年金保険	終身間の年金 契約と同時に年金支払 契約後一定期間後年金支払  介護割増年金付き  勤労者の財産形成(終身年金用) 契約と同時に年金支払 契約後一定期間後年金支払	55～75歳年金支払開始 保険料一時払は同上 保険料分割払は55、60、65、70歳年金支払開始 55、60、65、70歳年金支払開始  60～65歳年金支払開始。非課税 60～70歳年金支払開始 70歳年金支払開始
定期年金保険 即時定期年金保険 据置定期年金保険	5、10年の年金 契約と同時に年金支払 契約後一定期間後年金支払	55～70歳年金支払開始 保険料一時払は同上 保険料分割払は55、60、65歳年金支払開始
夫婦年金保険 即時夫婦年金保険 据置夫婦年金保険	夫婦の終身間の年金 契約と同時に年金支払 契約後一定期間後年金支払	55～75歳年金支払開始 保険料一時払は同上 保険料分割払は55、60、65、70歳年金支払開始
終身年金保険付終身保険 (トータルプランしあわせ)	終身間の死亡保障と終身間の年金	55、60、65歳年金支払開始 死亡保険金は、年金支払開始後1/2又は1/5
育英年金付学資保険 (育英学資)	学資金積立用 育英年金付き	15、18、22歳満期 契約者死亡後は保険料払込不要、育英年金支払開始
夫婦年金保険付夫婦保険 (トータルプランふうふう)	夫婦の終身間の死亡保障と終 身間の年金	55、60、65歳年金支払開始 死亡保険金は、年金支払開始後1/2又は1/5

### 特約

上記の基本契約に付加することにより、病気やケガなどについて保障する特約として、災害特約、介護特約、傷害入院特約、疾病入院特約及び疾病傷害入院特約の5種類があります。

## 簡易保険の加入限度額

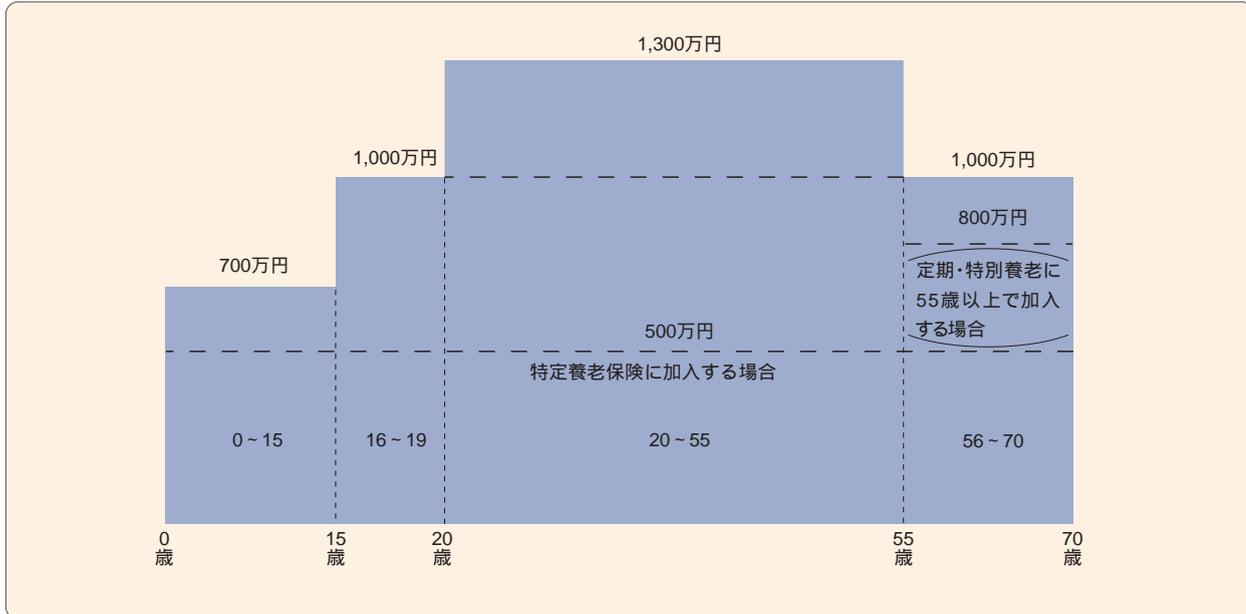
簡易保険に加入できる金額は、保険、年金、特約の別に、次のようになっています( 詳細は157ページ参照 )

### ①保険(財形貯蓄保険を除きます)

15歳以下	被保険者1人につき、700万円
16歳以上	被保険者1人につき、1,000万円

(注1) 特定養老保険に加入する場合は500万円まで、55歳以上の方が、定期保険・特別養老保険に加入する場合は800万円までです。  
 (注2) 20歳以上55歳以下の方は、加入後4年を経過した保険契約がある場合、最高1,300万円まで加入できます。

### ●保険の加入限度額



### ②年金

年金(介護割増年金を除きます)	被保険者1人につき、初年度年額90万円
介護割増年金	被保険者1人につき、年額50万円

### ③特約

災害特約及び介護特約	被保険者1人につき、1,000万円	計2,000万円
入院保障の特約	被保険者1人につき、1,000万円	

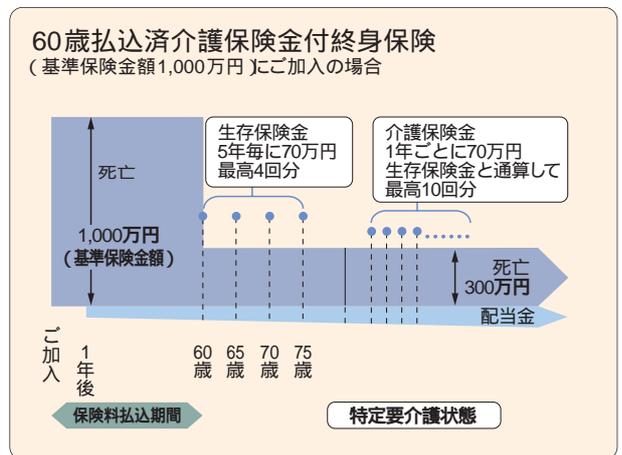
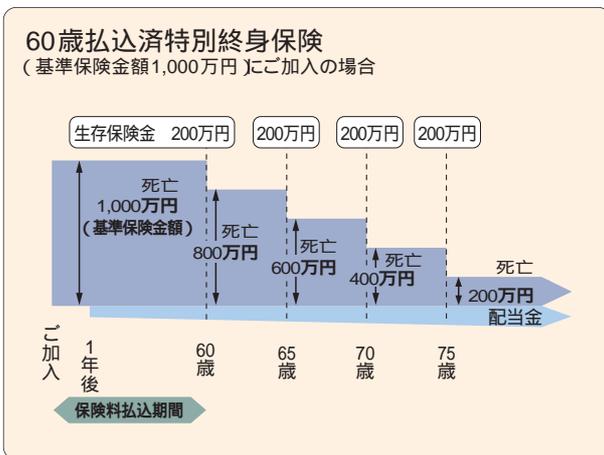
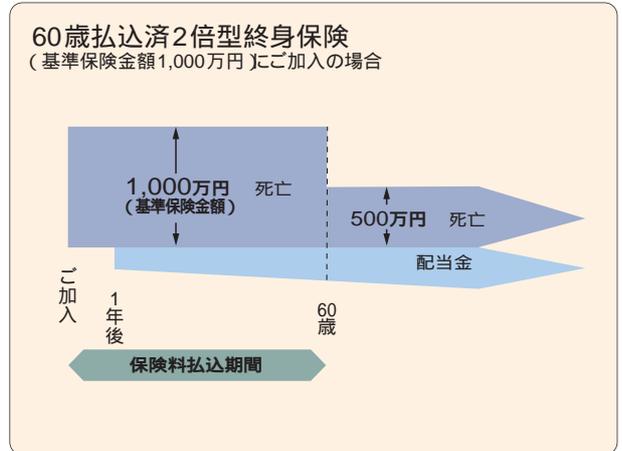
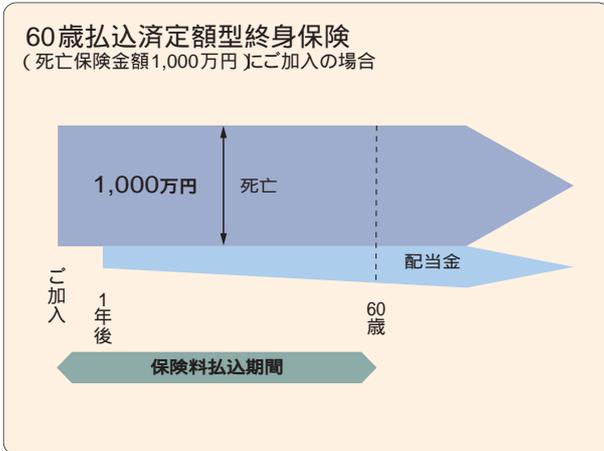
## 基本契約

### ①終身保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	加入年齢範囲
普通終身保険 (ながいきくんく定額型×ばらんす型2・5倍)	被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うもので、死亡保険金の額を一定額とするものと、保険料払込期間の満了前の死亡保険金の額を保険料払込期間の満了後の死亡保険金の額の2倍又は5倍とするものがあります。	20歳以上 65歳以下
特別終身保険 (ながいきくんくおたのしみ型)	被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うほか、加入後、被保険者の生存中に一定期間が満了したときに、生存保険金を支払うものです。	
介護保険金付終身保険 (シルバー保険)	被保険者が死亡したときに死亡保険金を、加入後、被保険者の生存中に一定期間が満了したときに生存保険金を支払うほか、寝たきりや痴呆により常時の介護を要する身体障害の状態になり、その状態が一定期間継続したときに介護保険金を支払うものです。	

(注) 保険料払込済年齢は、60歳、65歳、70歳又は75歳。2倍型終身保険は60歳、65歳又は70歳、5倍型終身保険は60歳又は65歳です。

## 終身保険の仕組み

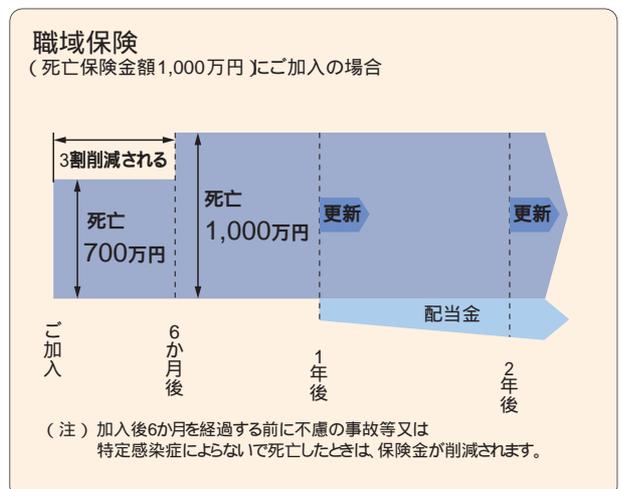
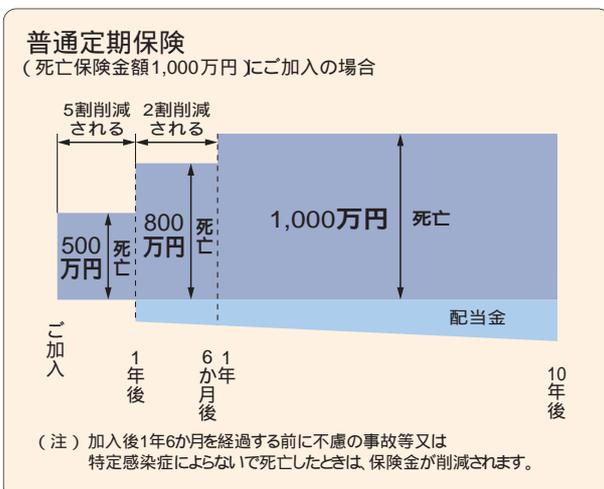


## 定期保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	保険期間	加入年齢範囲
普通定期保険	保険期間内に被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うものです。	10年	15歳以上50歳以下
職域保険	保険期間内に被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うもので、同一の職域の構成員又はその構成員でなくなった者を対象として職域取扱い 保険契約15件以上、職域の構成員である被保険者15人以上であることを要します。をえるものです。	1年	15歳以上65歳以下

(注) 保険料払込期間は全保険期間です。

## 定期保険の仕組み



## 養老保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	保険期間	加入年齢範囲
普通養老保険 (フリープラン)	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもので、満期又は死亡の場合に支払う保険金の額が同額です。	10歳から 80歳までの 各歳きざみ	0歳以上 70歳以下
特別養老保険 (フリープラン <2・5・10倍保障型>)	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもので、死亡の場合の保険金の額が満期の場合の保険金の額の2倍(2倍型特別養老保険)5倍(5倍型特別養老保険)又は10倍(10倍型特別養老保険)のものがああります。	25歳から 75歳までの 各歳きざみ	15歳以上 65歳以下
特定養老保険 (一病壮健プラン)	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うもので、加入の日から一定の期間、死亡の場合の保険金の額が、死亡の原因に応じて満期の場合の保険金の額と同額又は異なる額とするものです。	10年	40歳以上 65歳以下
学資保険	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うほか、保険契約者が死亡したときはその後の保険料の払込みを不要とするものです。 なお、生存保険金付18歳満期学資保険及び生存保険金付22歳満期学資保険については、加入後被保険者の生存中に保険期間内の一定期間が満了したときに生存保険金を支払います。	15歳、18歳 又は22歳	保険契約者 男性 18歳以上55歳以下 女性 16歳以上55歳以下 被保険者 0歳以上12歳以下

(注1) 普通養老保険、特別養老保険及び学資保険の保険期間の年齢は、保険期間の満了年齢です。

(注2) 特定養老保険は、糖尿病若しくは高血圧症にかかっている方又は悪性新生物(がん又は肉しゅ)にかかったことがある方で、その症状が一定の範囲内にある方を加入対象とします。

なお、加入可能な一定の症状の範囲等は、次のとおりです。

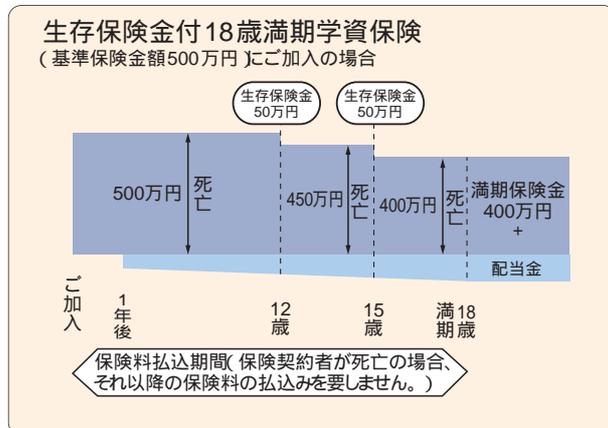
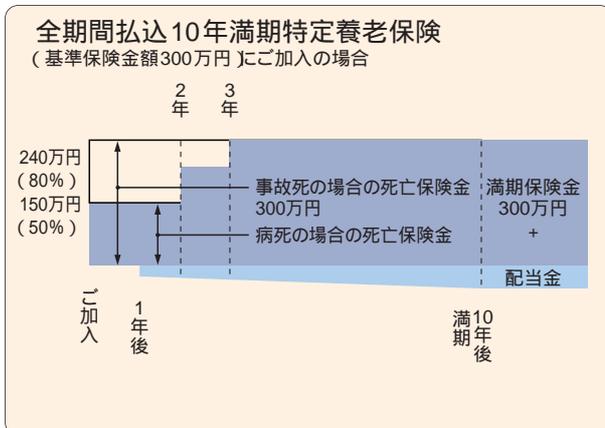
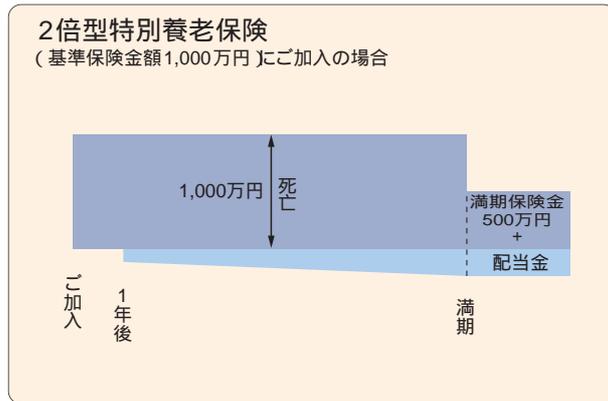
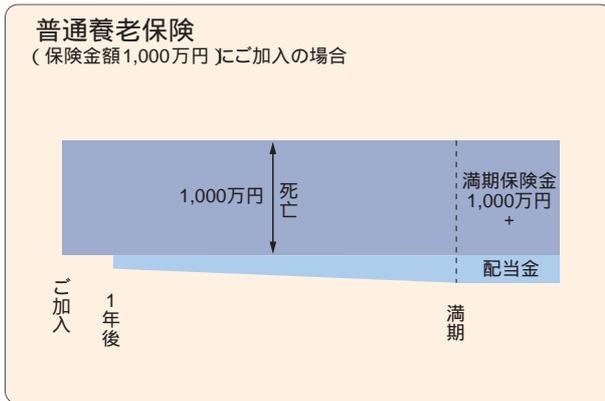
糖尿病 通院又は投薬治療によって血糖値が良好にコントロールされていること。

高血圧症 通院又は投薬治療によって血圧値が良好にコントロールされていること。

がん又は肉しゅ 根治術を受けてから5年以上経過し、治癒したと考えられること(根治術には、放射線照射のみの治療は含みません。)

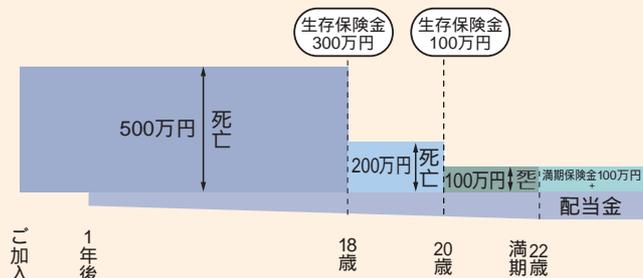
(注3) 生存保険金付きの学資保険の保険料払込済年齢は18歳です。その他の養老保険の保険料払込期間は全保険期間です。

## 養老保険の仕組み



### 生存保険金付22歳満期学資保険

(基準保険金額500万円)にご加入の場合



### 家族保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特 長	保険期間	加入年齢範囲
夫婦保険	夫婦の一方を主たる被保険者、その配偶者を配偶者である被保険者として加入するもので、保険期間の満了又は保険期間内の死亡について保険金を支払います。	10年、15年又は20年	20歳以上55歳以下

(注1) 主たる被保険者と配偶者である被保険者との年齢差は15歳以内です。

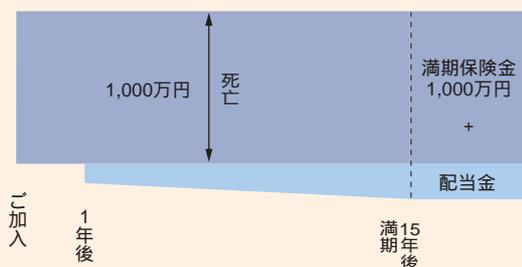
(注2) 保険料払込期間は全保険期間です。

(注3) 現在提供している家族保険は、夫婦保険の1種類だけです。

### 夫婦保険の仕組み

#### 15年満期夫婦保険

(保険金額1,000万円)にご加入の場合



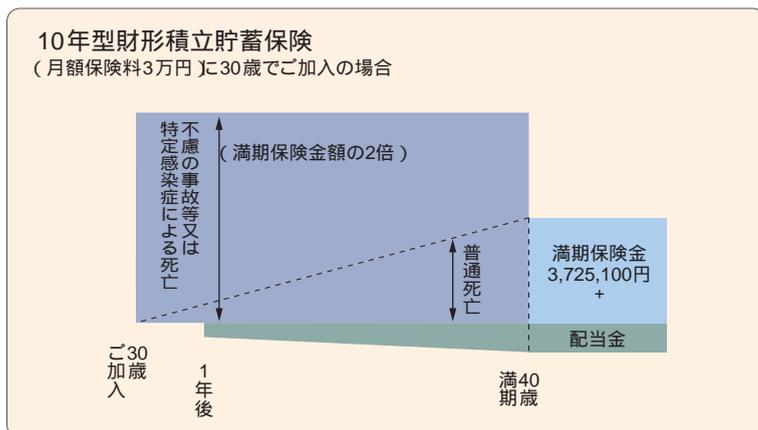
### 財形貯蓄保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特 長	保険期間	加入年齢範囲
財形積立貯蓄保険	勤労者を対象とした財産形成のための貯蓄保険で、満期になったとき、保険期間内に被保険者が不慮の事故等を直接の原因として被害の日から180日以内に死亡したとき、又は特定感染症で死亡したときに保険金を支払うものです。	5年、7年又は10年	15歳以上65歳以下
財形住宅貯蓄保険	勤労者を対象とした住宅取得を目的とした貯蓄保険で、満期保険金の支払(保険金を住宅の取得資金に充てる場合)のほか、保険期間内に被保険者が不慮の事故等を直接の原因として被害の日から180日以内に死亡したとき、又は特定感染症で死亡したときに保険金を支払うものであり、満期保険金等を住宅取得等の資金に充てる場合には非課税の取扱いが受けられます。		15歳以上54歳以下

(注1) 保険料払込期間は全保険期間です。

(注2) 保険契約者及び被保険者が同一人で、かつ、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者であることが必要です。

## ●財形積立貯蓄保険の仕組み



## ⑥終身年金保険の特長及び加入年齢範囲等

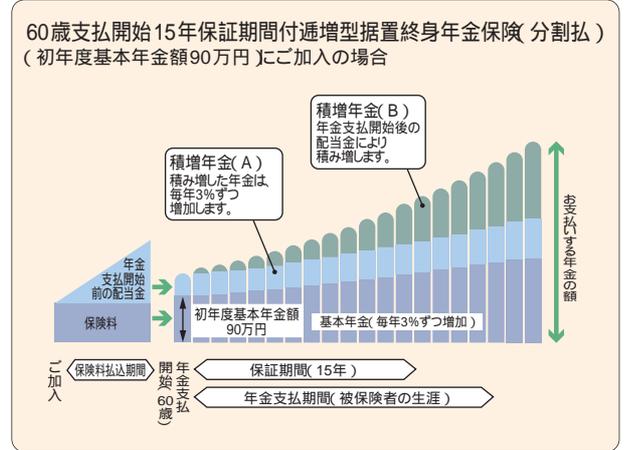
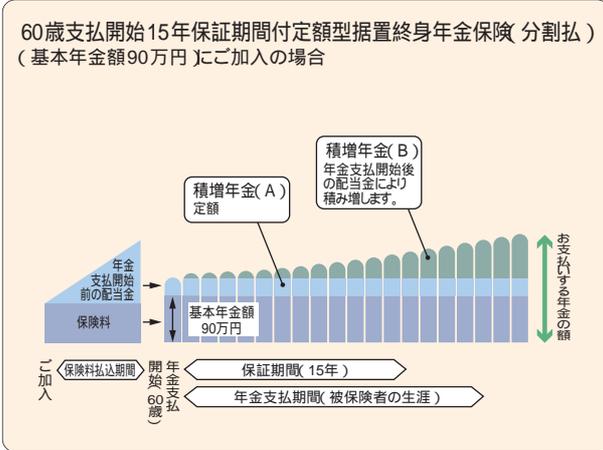
### ⑥-1 即時終身年金保険、据置終身年金保険及び介護割増年金付終身年金保険

保険種類	特長	保険料払込種類	年金支払開始年齢	加入年齢範囲
即時終身年金保険	<p>加入の日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするものです。保証期間のあるものとなないものがあり、保証期間のあるものにあつては、一定の保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。</p> <p>保証期間のあるものには基本年金額が一定額のもの(定額型)と、毎年3%複利で遡増するもの(遡増型)があり、保証期間のないものの基本年金額は、一定額です。</p>	一時払		55歳以上 75歳以下
据置終身年金保険	<p>年金受取人が一定の年金支払開始年齢に達した日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするものです。保証期間のあるものとなないものがあり、保証期間のあるものにあつては、一定の保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。</p> <p>保証期間のあるものには基本年金額が一定額のもの(定額型)と、毎年3%複利で遡増するもの(遡増型)があり、保証期間のないものの基本年金額は、一定額です。</p>	一時払	55歳から 75歳までの 各歳きざみ	53歳以上 74歳以下
		分割払 (月掛)	55歳、60歳、 65歳又は 70歳	20歳以上 67歳以下
介護割増年金付 終身年金保険 (シルバー年金あんしん)	<p>年金受取人が一定の年金支払開始年齢に達した日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするほか、一定の保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。そのほか、年金受取人が寝たきりなど特定要介護状態になった場合に、通常の年金に加え、生涯にわたり介護割増年金を支払います。</p> <p>基本年金額及び介護割増年金額は、一定額です。</p>	分割払 (月掛)	55歳、60歳、 65歳又は 70歳	25歳以上 65歳以下

(注1) 保証期間は55～69歳から年金を支払うものは15年、70～75歳から年金を支払うものは10年です。

(注2) 据置終身年金保険(分割払)及び介護割増年金付終身年金保険の保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

## 終身年金保険の仕組み



### - 2 財形終身年金保険

保険種類	特長	年金支払開始年齢	加入年齢範囲
財形終身年金保険	勤労者を対象とした財形年金貯蓄のための年金保険で、年金受取人が一定の年金支払開始年齢に達した日から、年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするほか、一定の保証期間内に年金受取人が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払うもので、年金受取人が受け取る年金について、非課税の取扱いが受けられます。 基本年金額は一定額です。	60歳から 65歳までの 各歳きざみ	36歳以上 55歳未満

(注1) 保険料払込種類は分割払(月掛又は半年掛)で、保証期間は15年です。

(注2) 保険料払込済年齢は、56歳から65歳までの各歳きざみです。

(注3) 保険契約者、被保険者及び年金受取人が同一人で、かつ、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者であることが必要です。

### - 3 即時確定拠出終身年金保険及び据置確定拠出終身年金保険

保険種類	特長	保険料払込種類	年金支払開始年齢	加入年齢範囲
即時確定拠出終身年金保険	確定拠出年金制度における資産管理機関等を保険契約者かつ年金受取人とし、同制度において運用の指図を行った者を被保険者とするもので、保険契約の効力発生日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をするものです。 基本年金額は一定額です。	一時払	60歳から 70歳までの 各歳きざみ	60歳以上 70歳以下
据置確定拠出終身年金保険	確定拠出年金制度における資産管理機関等を保険契約者かつ年金受取人とし、同制度において運用の指図を行った者を被保険者とするもので、被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をするものです。 基本年金額は一定額です。	一時払	70歳	0歳以上 70歳以下

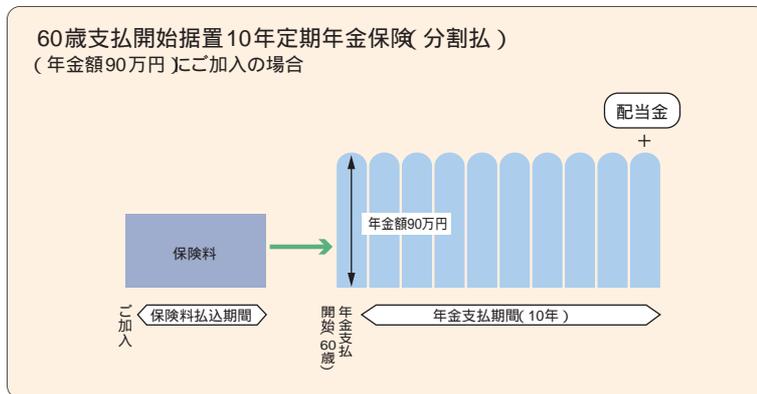
(注) 据置確定拠出終身年金保険における加入年齢範囲の70歳以下とは、満70歳に達する日までです。

## 定期年金保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	保険料 払込種類	年金 支払期間	年金支払 開始年齢	加入年齢 範囲
即時定期 年金保険	加入の日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から一定の期間、年金受取人の生存中に限り、年金の支払をするものです。 年金額は一定額です。	一時払	10年		55歳以上 70歳以下
据置定期 年金保険	年金受取人が一定の年金支払開始年齢に達した日から一定の期間、年金受取人の生存中に限り、年金の支払をするものです。 年金額は一定額です。	一時払	10年	55歳から70歳の各歳きざみ	53歳以上 69歳以下
		分割払 (月掛)	5年又は 10年	55歳、60歳 又は65歳	45歳以上 62歳以下

(注) 据置定期年金保険(分割払)の保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

## 定期年金保険の仕組み



## 夫婦年金保険の特長及び加入年齢範囲等

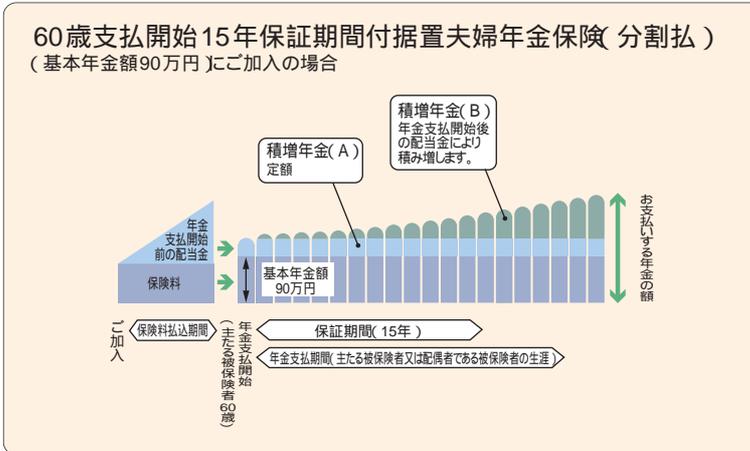
保険種類	特長	保険料 払込種類	年金支払 開始年齢	主たる被保険者の 加入年齢範囲
即時夫婦年金保険	加入の日から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から夫婦の双方が死亡に至るまで年金の支払をするほか、一定の保証期間内に夫婦の双方が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。 基本年金額は一定額です。	一時払		55歳以上 75歳以下
据置夫婦年金保険	主たる被保険者が年金支払開始年齢に達した日(主たる被保険者が年金支払開始年齢に達する前に死亡し、配偶者である被保険者が生存しているときは、主たる被保険者が生存しているものとした場合にその者の年金支払開始年齢に達することとなる日)から年金の支払事由が発生するもので、年金支払事由発生日から夫婦の双方が死亡に至るまで年金の支払をするほか、一定の保証期間内に夫婦の双方が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。 基本年金額は一定額です。	一時払	55歳から 75歳までの 各歳きざみ	53歳以上 74歳以下
		分割払 (月掛)	55歳、60歳 65歳又は 70歳	25歳以上 67歳以下

(注1) 保証期間は55～69歳から年金を支払うものは15年、70～75歳から年金を支払うものは10年です。

(注2) 配偶者である被保険者の加入年齢範囲は、主たる被保険者との年齢差が15歳の範囲内です。

(注3) 据置夫婦年金保険(分割払)の保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

## 夫婦年金保険の仕組み

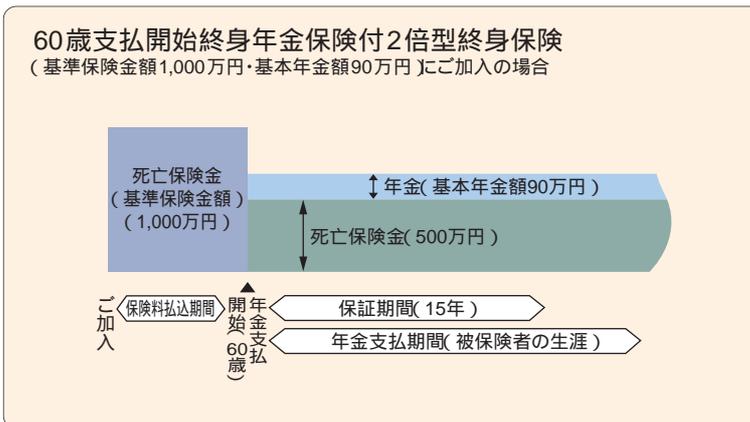


## 終身年金保険付終身保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特 長	年金支払開始年齢	加入年齢範囲
終身年金保険付 終身保険 (トータルプランしあわせ)	被保険者が死亡したことにより死亡保険金を支払うほか、その者が年金支払開始年齢に達した日から死亡に至るまで年金の支払をするものです。また、一定の保証期間内に被保険者が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。 基本年金額は一定額です。	55歳、60歳 又は65歳	25歳以上 55歳以下

- (注1) 保証期間は15年です。  
 (注2) 年金支払開始年齢に達する前の死亡保険金額を年金支払開始年齢に達した後の死亡保険金額の2倍又は5倍とするものがあります。  
 (注3) 保険金額に対する年金額の割合は6%又は9%です。  
 (注4) 保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

## 終身年金保険付終身保険の仕組み



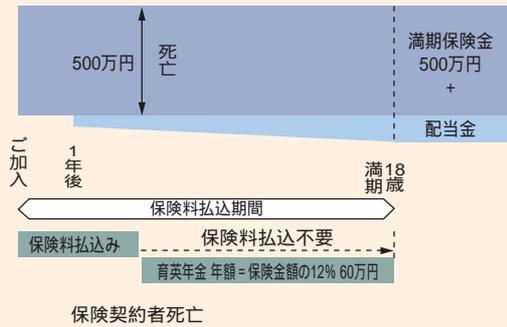
## 育英年金付学資保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特 長	保険期間	加入年齢範囲
育英年金付 学資保険 (育英学資)	満期になったとき又は保険期間内に被保険者が死亡したときに保険金を支払うほか、保険契約者が死亡したときは、その後の保険料の払込みを不要とするとともに、満期になるまでの期間、毎年育英年金を支払います。 なお、生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険及び生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険については、加入後被保険者の生存中に保険期間内の一定期間が満了したときに生存保険金を支払います。	15歳、18歳 又は22歳	保険契約者 男性 18歳以上55歳以下 女性 16歳以上55歳以下 被保険者 0歳以上12歳以下

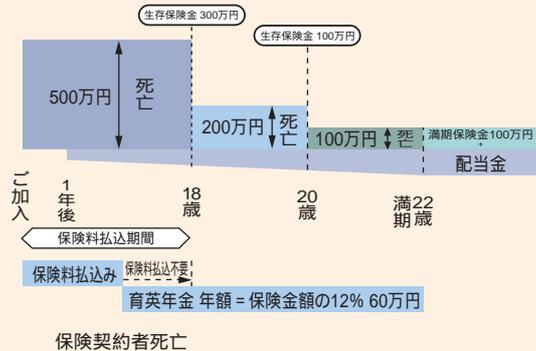
- (注1) 保険期間の年齢は、保険期間の満了年齢です。  
 (注2) 生存保険金付きの育英年金付学資保険の保険料払込済年齢は18歳です。その他の育英年金付学資保険の保険料払込済期間は、全保険期間です。

## 育英年金付学資保険の仕組み

### 18歳満期育英年金付学資保険 (保険金額500万円)にご加入の場合



### 生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険 (基準保険金額500万円)にご加入の場合



## 夫婦年金保険付夫婦保険の特長及び加入年齢範囲等

保険種類	特長	年金支払開始年齢	主たる被保険者の加入年齢範囲
夫婦年金保険付夫婦保険 (トータルプランふうふう)	夫婦の一方を主たる被保険者、その配偶者を配偶者である被保険者として加入するもので、夫婦の一方が死亡したことにより死亡保険金を支払うほか、主たる被保険者が年金支払開始年齢に達した日(主たる被保険者が年金支払開始年齢に達する前に死亡し、配偶者である被保険者が生存しているときは、主たる被保険者が生存しているものとした場合に、その者の年金支払開始年齢に達することとなる日)から夫婦の双方が死亡に至るまで年金を支払うものです。また、一定の保証期間内に夫婦の双方が死亡したときは、その残りの期間中、年金継続受取人に継続して年金を支払います。 基本年金額は一定額です。	55歳、60歳 又は65歳	25歳以上 55歳以下

(注1) 保証期間は15年です。

(注2) 年金支払開始年齢に達する前の死亡保険金額を年金支払開始年齢に達した後の死亡保険金額の2倍又は5倍とするものがあります。

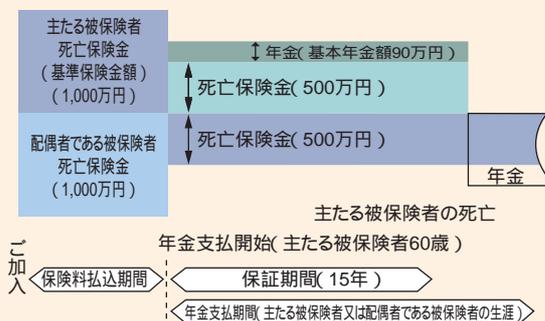
(注3) 配偶者である被保険者の加入年齢範囲は、主たる被保険者との年齢差が15歳の範囲内で、かつ、65歳以下です。

(注4) 保険金額に対する年金額の割合は6%又は9%です。

(注5) 保険料払込済年齢は、年金支払開始年齢と同一の年齢です。

## 夫婦年金保険付夫婦保険の仕組み

### 60歳支払開始夫婦年金保険付2倍型夫婦保険 (基準保険金額1,000万円・基本年金額90万円)にご加入の場合



## 特約

- ・ 特約は、基本契約に付加することにより、ケガによる死亡・身体障害、病気やケガによる入院・手術・通院・療養等について保障するものです。
- ・ 1の基本契約には複数の特約（最高3つ）を付加することができます。特約は、基本契約の申込みの際付加することができるほか、一定の条件の下に、既契約に付加することができます。
- ・ 特約の保険期間は、特約の加入から基本契約の保険期間又は年金支払期間の終期までです。
- ・ 特約に加入することができるのは、65歳以下の方です。

（注）普通養老保険の基本契約の申込みと同時に特約を付加する場合は、70歳まで加入できます。

### 特約の種類、保障内容、付加できる保険種類等

特約種類	保障内容	利用枠	特約を付加できる保険種類
災害特約	ケガによる死亡・身体障害	1,000万円	財形商品、介護割増年金付終身年金保険及び確定拠出年金商品を除く全保険種類
介護特約	特定要介護状態 ケガによる死亡・身体障害		介護保険金付終身保険のみ
傷害入院特約	ケガによる入院・手術・通院・療養	上記とは別枠で 1,000万円	財形商品及び確定拠出年金商品を除く全保険種類
疾病入院特約	病気による入院・手術・通院・療養		特定養老保険、財形商品及び確定拠出年金商品を除く全保険種類
疾病傷害入院特約	病気による入院・手術・通院・療養 ケガによる入院・手術・通院・療養		

## 4 主な情報提供資料

日本郵政公社では、広く社会とのコミュニケーションに努め、経営情報を積極的かつ公正に開示することにより、社会から信頼される「開かれた公社」を目指しています。

### 1 ディスクロージャー冊子

全国の支社・郵便局の窓口等でご覧いただけます。

平成16年版ディスクロージャー冊子



### 2 ホームページ

日本郵政公社ホームページ（<http://www.japanpost.jp>）は、報道発表資料、公社・IR情報をはじめとした様々な公社に関する情報を発信しています。

また、公社・IR情報では、公社概要、財務情報、公社情報などの経営情報を掲載しているほか、ディスクロージャー冊子についても、お客さまのパソコン等での閲覧・ダウンロードが可能です。



## インターネットサービス

簡易保険の「かんぽホームページ」( <http://www.kampo.japanpost.jp> )では、インターネット利用の急速な進展に対応するため、簡易保険へのアクセス機会を拡大するとともに、IT技術と郵便局職員のフットワークを最大限活用することにより、一人ひとりのお客さまニーズを大切にしたサービスを実施しています。

### 保険加入相談

ホームページで選択した保険商品の設計内容を基に、保険契約申込書を作成し、お客さまの希望する場所及び日時に郵便局から申込書をお届けします( 申込書作成サービス )。また、郵便局からの訪問及び資料送付についても受け付けています。

### サービス利用相談

簡易保険のサービス利用に関する相談を受け付け、電子メール等で回答します。

### 商品ナビゲータ

入力された家族構成や保険のニーズ等の情報を基に、お客さまにあった保険商品を提案します。

### モデルプラン作成

入力された保険商品等の情報を基に、保険料額や保険金額等を示したモデルプランを作成します。

### 住所等変更届の受付

契約の住所等変更届を受け付けています。

### 簡易保険保険料払込証明書再発行の受付

契約の簡易保険保険料払込証明書再発行を受け付けています。  
かんぽネットクラブ( 事前に利用申込みが必要です。 )

簡易保険の契約に関する情報の閲覧が可能な「契約情報提供サービス」、各種案内書について郵送に代えてメールでお知らせする「ネット通知サービス」等を提供しています。

### かんぽKEITAIサービス

インターネットに接続できる携帯電話により、「契約情報提供サービス」( 事前に利用申込みが必要です。 )、「商品案内」、「モデルプラン」、「加入者福祉施設空室情報」等を提供しています。



## 3 郵便局ホームページ

郵便局ホームページ( <http://www.yuubinkyoku.com> )は、お客さまが、簡単に商品・サービスの情報にアクセスしていただけるように、平成16年3月に開設しました。

そのため、郵便局ホームページでは、「キーワード検索」、「50音検索」及び「利用目的別検索」などの検索機能が充実しています。

また、郵便局のイベント情報の掲載や、「郵便局ドットコム通信(メールマガジン)」の配信などにより、様々な情報を提供しています。



## 4 情報公開窓口

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき、日本郵政公社が保有する公社文書を皆さまからの請求に応じて開示します。本社、支社(全国13か所)に開設する情報公開窓口にご相談ください。

開設時間 9:45 ~ 12:00 と 13:00 ~ 17:00

12:00 ~ 13:00 と 16:30 ~ 17:00 は新規受付を行いません。 土・日、祝日と年末年始は開設しません。

詳しくはこちらをご覧ください

『日本郵政公社情報公開の手引き』

<http://www.japanpost.jp/top/kokai/index.html>

( 制度の概要、情報公開のしくみ、開示請求のしかた、情報公開窓口一覧 など )

## 5

## 都道府県別郵便局数(簡易保険)

(単位:局)

都道府県	普通郵便局		特定郵便局		簡易郵便局	合計
	集配局	無集配局	集配局	無集配局		
北海道	73	1	378	772	230	1,454
青森	11		70	186	75	342
岩手	15		100	193	85	393
宮城	17	3	84	260	74	438
秋田	10		90	173	107	380
山形	13		80	196	96	385
福島	24		131	280	92	527
茨城	39		62	364	50	515
栃木	21		60	230	40	351
群馬	21		45	236	29	331
埼玉	55	1	25	543	10	634
千葉	49		53	590	29	721
東京都	89	23	16	1,379	9	1,516
神奈川県	56	2	15	681	13	767
山梨	14		33	154	28	229
新潟	33		133	369	124	659
長野	29		124	292	203	648
富山	20		28	164	52	264
石川	10		51	192	63	316
福井	10		47	154	26	237
岐阜	24		100	229	70	423
静岡	37		78	372	59	546
愛知	67		53	716	73	909
三重	17		80	275	56	428
滋賀	16		40	173	26	255
京都	28		46	368	19	461
大阪	68	6	8	1,010	19	1,111
兵庫	51		93	696	103	943
奈良	17		42	182	72	313
和歌山	14		53	196	40	303
鳥取	4		46	97	79	226
島根	9		100	148	91	348
岡山	23		95	301	84	503
広島	29	2	123	430	89	673
山口	20		97	237	31	385
徳島	10		58	135	17	220
香川	15		31	143	13	202
愛媛	18		68	231	35	352
高知	14	1	65	149	63	292
福岡	58		54	602	90	804
佐賀	13		36	117	39	205
長崎	16		102	193	128	439
熊本	18		98	276	173	565
大分	16		76	216	94	402
宮崎	11		66	119	114	310
鹿児島	24		141	272	264	701
沖縄	13	1	56	110	21	201
合計	1,259	40	3,530	15,401	3,397	23,627

(注1) 本表の局数には分室は含まれておりません。

(注2) 簡易保険取扱郵便局数には一時閉鎖局を含んでいます。

(注3) 郵便局数は平成16年3月31日のものです。

## 6

## その他の業務概要

## 1 ATM・CDの設置

ATM・CDは昭和54年度から設置を開始し、平成4年度末までに、スペースの問題などで設置の困難な一部の郵便局を除いたすべての郵便局(簡易郵便局を除く。)に設置しています。

(単位:台、箇所)

年 度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
設 置 台 数	25,184	25,520	25,802	26,123	26,483
局外設置箇所数	2,378	2,598	2,748	2,817	2,874

## 都道府県別 ATM・CDの設置数(平成16年3月末現在)

(単位:台)

都道府県	ATM 設置台数	都道府県	ATM 設置台数	都道府県	ATM 設置台数
北海道	1,690	長 野	558	岡 山	518
青 森	319	富 山	259	広 島	771
岩 手	342	石 川	337	山 口	435
宮 城	502	福 井	258	徳 島	244
秋 田	324	岐 阜	422	香 川	247
山 形	327	静 岡	600	愛 媛	409
福 島	505	愛 知	1,122	高 知	278
茨 城	506	三 重	436	福 岡	997
栃 木	368	滋 賀	287	佐 賀	207
群 馬	352	京 都	567	長 崎	368
埼 玉	870	大 阪	1,525	熊 本	471
千 葉	932	兵 庫	1,101	大 分	346
神奈川	1,106	奈 良	294	宮 崎	230
山 梨	221	和歌山	299	鹿 児 島	489
東 京	2,606	鳥 取	165	沖 縄	268
新 潟	652	島 根	293	合 計	26,483

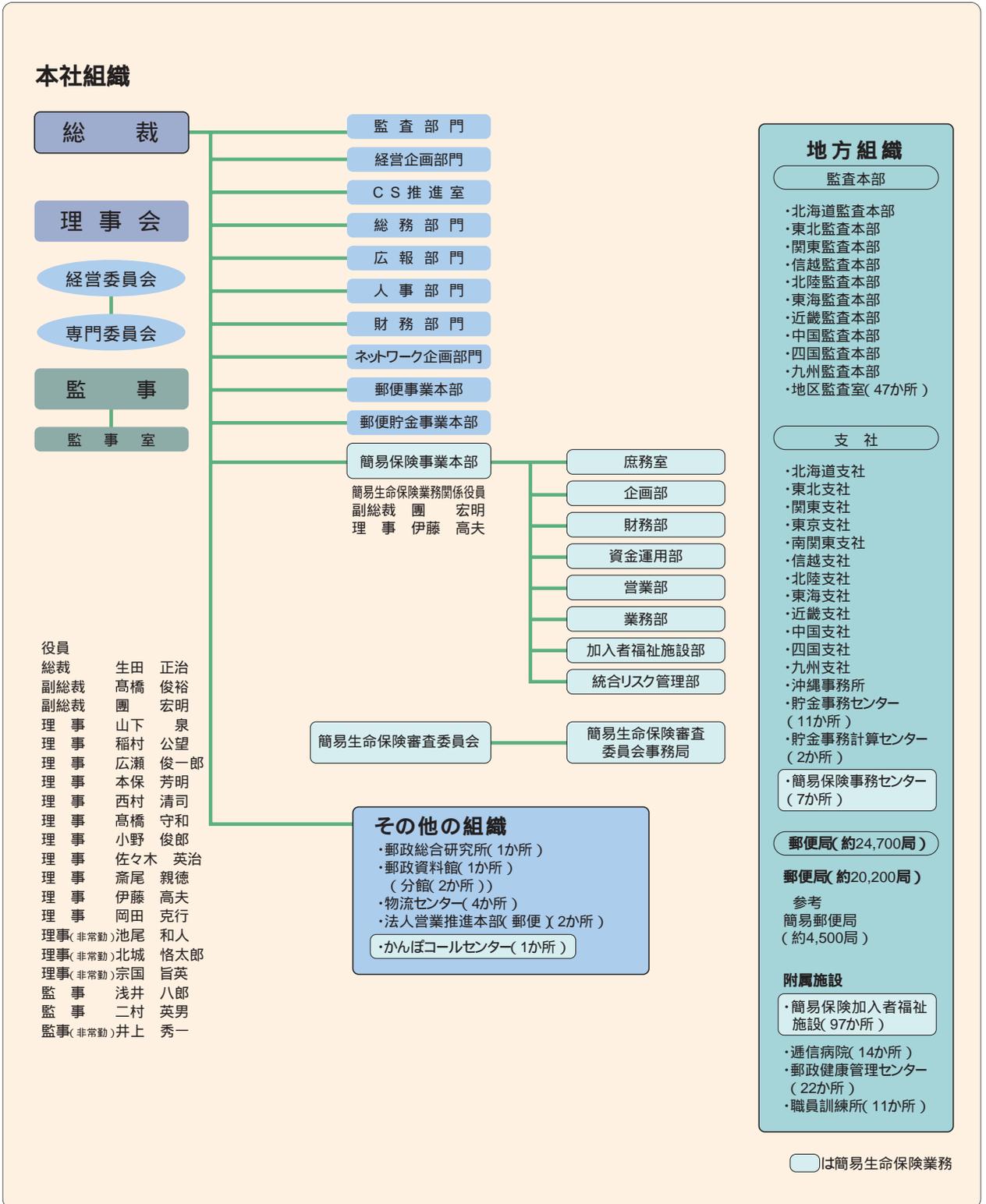
## 2 契約上の権利義務に関する事項に係る裁判によらない紛争解決手続

お客さまは、多くの費用と手数を要する民事訴訟によることなく、会社に対して審査を請求することにより、費用を要しない簡易な紛争解決手続を利用することができます。

この手続では、簡易生命保険の契約上の権利義務に関する事項に係る会社とお客さま(保険契約者、保険金受取人又は年金受取人)との間の紛争について、その解決を図るために、公平かつ中立な審査機関として、会社に設置された簡易生命保険審査委員会が審査・裁定を行い、その結果を会社が尊重することとしています。

### 3 組織の概要、役員の名前・役職

(平成16年3月31日現在)



## 7

## 本社及び支社・事務所の所在地

	郵便番号	所在地
本 社	100-8798	東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
北海道支社	060-8797	北海道札幌市中央区北二条西4丁目3番地
東北支社	980-8797	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目1番34号
関東支社	330-9797	埼玉県さいたま市中央区新都心3番地1
南関東支社	220-8797	神奈川県横浜市西区平沼1丁目1番3号
東京支社	100-8797	東京都千代田区大手町2丁目3番2号
信越支社	380-8797	長野県長野市栗田801番地
北陸支社	920-8797	石川県金沢市尾張町1丁目1番1号
東海支社	469-8797	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目2番5号
近畿支社	530-8797	大阪府大阪市中央区北浜東3番9号
中国支社	730-8797	広島県広島市中区東白島町19番8号
四国支社	790-8797	愛媛県松山市宮田町8番地5
九州支社	860-8797	熊本県熊本市城東町1番1号
沖縄事務所	900-8797	沖縄県那覇市東町26番29号

(注) 沖縄事務所は平成16年7月1日、沖縄支社となりました。

## 8

## お客さま相談窓口

## 1 簡易保険事務センター等

フリーダイヤルでかんぽコールセンター又はお近くの簡易保険事務センターお客さま相談窓口につながります(相談内容によっては、かんぽコールセンターから簡易保険事務センターに転送することがございます。)

相談窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
札幌簡易保険事務センター	〒060-8792	札幌市中央区大通東2-1	0120-552950
仙台簡易保険事務センター	〒980-8792	仙台市青葉区上杉3-2-7	
東京簡易保険事務センター (信越お客さまサービスセンター)	〒109-8792 〒380-8797	東京都港区三田1-4-60 長野市栗田801信越支社南分館	
岐阜簡易保険事務センター (北陸お客さまサービスセンター)	〒502-8792 〒920-8779	岐阜市鷺山中洙1769-3 金沢市三社町1-1金沢中央郵便局内	
京都簡易保険事務センター (中国お客さまサービスセンター)	〒606-8792 〒730-8797	京都市左京区松ヶ崎横縄手町8 広島市中区東白島町19-8 中国支社内	
高松簡易保険事務センター	〒761-8792	高松市番町5-6-37	
福岡簡易保険事務センター	〒812-8792	福岡市中央区大濠公園1-1	
かんぽコールセンター	〒905-0017	名護市大中1-20-28	

## 2 その他の相談窓口

日本郵政公社お客さま相談センター

全国统一フリーダイヤル番号

0120-087472

受付時間: 9:00 ~ 17:00(土日、休日を除く。)

### 3 お客さま相談窓口

常時、郵便局の窓口や保険外務員の活動を通じて、お客さまからの相談や照会などにお答えしています。さらに、加入者の利益を保護するとともに、お客さまの声を事業に反映し、その改善に役立てるため、次のような相談窓口を設置しています(69ページ参照)

#### ア かんぽコールセンター及び簡易保険事務センターお客さま相談窓口

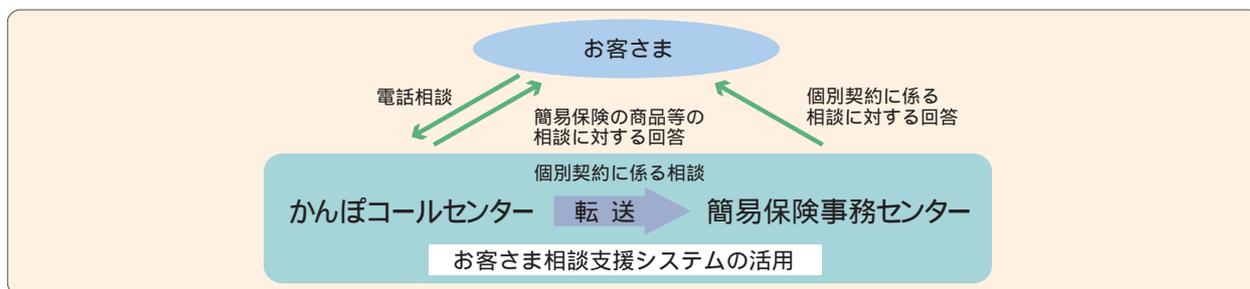
フリーダイヤル「0120 - 55295(ここにきこう)」によりお客さまからの問い合わせ、要望等を受け付けています。電話をかけられた地域、相談の内容により、かんぽコールセンター又は受持ちの簡易保険事務センターお客さま相談窓口につながります。

##### 受付時間

- ・かんぽコールセンター:平日/午前9時～午後9時 土・日・休日/午前9時～午後5時(1月1日～3日を除く。)  
かんぽコールセンターでは、保険商品、保険料のご案内など一般的なご相談にお答えしています。  
なお、各種保険金請求後の支払状況についての確認など個別の契約に関することなどは、IVR(音声自動応答装置)の操作又は受持ちの簡易保険事務センターへの電話の転送により簡易保険事務センターからお答えします。
- ・簡易保険事務センターお客さま相談窓口 平日/午前9時～午後5時

(注) 東北・東京・関東・信越・北陸・東海・近畿・中国・九州及び沖縄地方以外の地域から電話された場合は、簡易保険事務センターお客さま相談窓口につながります。

#### 「かんぽコールセンター」のイメージ図



#### イ その他

日本郵政公社お客さま相談センターを設置しているほか、本社金融総本部簡易保険事業本部業務部にお客さま相談室を設け、電話・文書等による意見・要望・照会等を受け付けています。

#### 簡易保険に関する相談・照会等の状況

区別	項目	平成15年度
保険金支払	保険金の支払条件、支払額又は請求方法についての照会	42,321件
	保険金請求の処理状況についての照会	5,110件
	保険金の支払遅延	2,569件
	保険金の支払拒絶	1,205件
契約変更	契約変更についての照会	8,059件
解約	解約の方法又は還付金額についての照会	10,005件
貸付け	貸付請求の方法、貸付可能額又は貸付利息等についての照会	9,925件
その他	契約の内容についての照会	20,194件
	その他	91,588件
合計		190,976件

### 4 簡易保険カードの紛失・盗難の受付

簡易保険カードを紛失したり、盗難にあった場合は、直ちにお近くの郵便局にお届けいただく必要がありますが、次のフリーダイヤルによる受付も行っています。

〔簡易保険カード亡失届専用受付番号〕

0120-794055(ナクシたときはココへお届け)

(注1) 簡易保険・郵便貯金共用カードをご利用されている場合は、郵便貯金に関するお届けも必要となりますので、0120-79488(郵便貯金カード亡失センター)にお届けください。

(注2) 簡易保険カードの再交付については、郵便局への請求が必要です。

## 簡易保険事業のあゆみ

大正 5年 7月	簡易生命保険法及び簡易生命保険特別会計法(旧法)の公布	昭和 24年 5月	以前の保険契約に関する特別措置の実施
10月	簡易保険事業の開始	7月	簡易保険キャンプセンターの開設
8年 8月	簡易保険積立金の運用開始	9月	簡易保険の解約・失効契約に対する剰余金分配制度の実施
9年 10月	簡易保険局の設置	10月	簡易保険総合レクセンターの開設
10年 4月	簡易保険余剰金の運用開始	52年 2月	簡易保険業務総合機械化システムによるオンライン業務の開始
11年 9月	簡易保険健康相談所の開設	9月	集配普通郵便局のオンライン業務の開始
15年 3月	郵便年金法及び郵便年金特別会計法(旧法)の公布	9月	簡易保険の加入限度額の改正(800万円→1,000万円)
10月	郵便年金事業の開始、郵便年金余剰金の運用開始	53年 5月	保険契約の申込みの撤回等の制度の創設
昭和 3年 8月	郵便年金積立金の運用開始	5月	簡保資金の資金運用部預託利率の改善(7年以上預託の利率マイナス0.1%以上)
11月	国民保健体操(ラジオ体操)の開始	7月	積立金の運用範囲の拡大(金融債(東京銀行債権))
5年 12月	高齢の被保険者に対する保険料払込免除制度の実施	9月	簡保資金10兆円
6年 10月	団体取扱いによる保険料の割引制度の実施	9月	成人保険の創設
18年 1月	戦争中の臨時的措置として、契約者貸付及び公共貸付(主として、地方公共団体貸付)以外の資金は運用を停止し、大蔵省預金部に預入	54年 3月	積立金の運用範囲の拡大(資本金40億円以上の自動車運送、通運、航空運送、電気通信の会社が発行する社債)
19年 4月	簡易生命保険及び郵便年金特別会計法の施行	9月	男女別保険料制の実施及び簡易保険経験生命表の採用による保険料の引下げ
21年 1月	連合国最高司令官総司令部の指令による積立金(契約者貸付を除く)の運用権停止	56年 3月	集配普通郵便局のオンライン化完了
10月	簡易保険事業の政府独占廃止	9月	新郵便年金の実施
24年 6月	新簡易生命保険法・同約款及び新郵便年金法・同約款の施行	昭和 55年 12月	以前の郵便年金契約に関する特別措置の実施
	保険金の倍額支払制度の実施	郵便年金積立金の運用範囲の拡大(外国債(国債、地方債、国際機関債、特殊法人債)、元本補てんの契約のある金銭信託、銀行等への預金)	
26年 5月	新ラジオ体操の開始	57年 10月	財形年金養老保険・財形終身年金保険の創設
27年 8月	簡易保険加入者の会発足	58年 1月	集配特定郵便局のオンライン業務の開始
10月	剰余金の分配の実施	3月	簡保資金20兆円
28年 4月	積立金の運用再開(契約者貸付、地方債、地方公共団体貸付)	5月	簡易保険積立金の運用範囲の拡大(外国債(国債、地方債、国債機関債、特殊法人債)、元本補てんの契約のある金銭信託、銀行等への預金)
29年 10月	簡易保険診療所の開設	9月	10倍型特別養老保険(はあとふるプラン(10倍保障型))の創設
30年 7月	積立金の運用範囲の拡大(国・政府関係機関、日本住宅公団・債券及び貸付け、農林債券、商工債券)	59年 9月	基本契約及び特約の保険料の引下げ
10月	簡易保険加入者ホームの開設	60年 9月	生存保険金付養老保険(ナイスプラン)の創設
34年 6月	家族保険の創設	10月	集配特定郵便局のオンライン化完了
10月	中央連合簡易保険加入者の会結成	61年 1月	簡易保険業務総合機械化システムの更改・拡充を実施(第2次オンライン・システム)
35年 8月	(財)簡易保険加入者協会設立	4月	長期継続配当の実施
36年 4月	積立金の運用範囲の拡大(長期信用債券、特殊法人・債券及び貸付け、電源開発株式会社・社債及び貸付け)	6月	保険料・掛金の自動振替払込みの取扱開始
37年 4月	簡易保険福祉事業団の設立	9月	簡易保険総合健診センターの開設
38年 7月	積立金の運用範囲の拡大(電力債)	9月	簡易保険の加入限度額の改正(1,000万円→一定の条件の下で1,300万円)
12月	簡易保険保養センターの開設	簡保資金30兆円	
39年 4月	2倍型特別養老保険(はあとふるプラン(2倍保障型))の創設	62年 3月	無集配郵便局のオンライン業務の開始
42年 4月	簡易保険事務センター事務のEDPSによる機械化の実施	資金運用部資金法の改正(預託利率の法定制の廃止)	
44年 7月	簡易保険レクセンターの開設	4月	夫婦年金の創設
9月	傷害特約制度の創設	保険金額の増額変更制度の創設	
46年 9月	学資保険・特別終身保険の創設	保険料・掛金払込みの口座割引制度の実施	
47年 5月	沖縄における簡易保険業務再開	積立金の運用範囲の拡大(社債(資本金60億円以上株式上場会社の公募債))	
48年 4月	電力債、金融債への長期運用開始	6月	積立金の運用範囲の拡大(簡保事業団に対する貸付け)
12月	簡易保険会館の開設	積立金の運用範囲の拡大(外国債(政府保証債、資本金60億円以上の株式又は債券上場会社が発行するもの))	
49年 1月	個人定期保険の創設	6月	積立金の運用範囲の拡大(簡保事業団に対する貸付け)
	疾病傷害特約制度の創設	積立金の運用範囲の拡大(外国債(政府保証債、資本金60億円以上の株式又は債券上場会社が発行するもの))	
5月	積立金の運用範囲の拡大(資本金40億円以上のガスの供給、鉄道運送の会社が発行する社債)	社債、外国債の積立金総額に対する保有限度額をそれぞれ10/100から20/100に緩和	
	社債の保有制限を積立金総額の5/100から10/100へ、金融債の保有制限を積立金総額の10/100から20/100へそれぞれ緩和		
50年 4月	5倍型特別養老保険(はあとふるプラン(5倍保障型))・集団定期保険の創設		
51年 1月	財形貯蓄保険の創設		

9月	夫婦保険の創設					
	特約制度の改正(入院保険金の支払要件等の改正)				の範囲の拡大(地方債・政府関係機関債・金融債・外国債)	
11月	保険金・年金等の郵便振替口座への払込みの取扱開始		10月		非常取扱制度の改善	
63年	4月	財形住宅貯蓄保険の創設	8年	2月	簡保資金90兆円	
	9月	介護保険金付終身保険(シルバー保険)の創設		4月	保険料の改定	
		郵便年金の掛金の一時払制度及び即時年金の創設		9月	定額型終身年金保険の創設	
		郵便年金の掛金の前納割引制度及び復活制度の実施		9年	1月	「かんぽホームページ」の開設
				4月	特別夫婦年金保険の創設	
64年	1月	簡保資金40兆円		4月	据置終身年金保険の加入年齢範囲の下限の5歳引下げ	
平成	元年	6月			貸付利率の軽減取扱開始(被保険者が特定要介護状態になった場合等)	
		9月			積立金の運用範囲の拡大(有価証券信託)	
				6月	積立金の運用範囲の拡大(有価証券信託)	
				7月	簡保資金100兆円	
2年	4月	歳満期養老保険(フリープラン)の創設		10月	「ケア・タウン構想」の実施	
		簡易保険の基本契約の保険料の引下げ		10年	2月	全契約者に対して契約内容を送付
				9月	一時払年金保険の保険料の改定	
				10月	簡易保険カードによる取扱いの実施	
3年	1月	簡保資金50兆円		11年	2月	簡保資金110兆円
		4月		4月	保険料の改定	
					歳満期特別養老保険(フリープラン(2倍・5倍・10倍保障型))の創設	
					歳満期養老保険の満期年齢の拡大(55歳~65歳→35歳~65歳)	
					剰余金の支払方法の改善(保険契約者の請求による支払)	
					民間金融機関の預貯金口座への保険金等の振込みの実施	
				7月	簡易保険の年金の加入限度額の改正(初年度年額72万円→90万円)	
					介護機能付き終身利用型簡易保険加入者ホーム「カーサ・デ・かんぽ浦安」の開設	
				5月	積立金の運用範囲の拡大(特定社債、特定債権等の譲受業者の発行する社債及び通貨オプション)	
				9月	みんなの体操の制定	
				12年	1月	ATMを利用した簡易保険カードによる取扱いの実施
				4月	特定養老保険(一病壮健プラン)の創設	
				9月	簡易保険総合健康増進センター「ラフレさいたま」の開設	
				13年	1月	簡易保険総合情報システムの更改・拡充を実施(第4次オンライン・システム)
				4月	簡保資金120兆円	
					積立金の運用範囲の拡大(政府保証債)	
				7月	保険料の改定	
				10月	かんぽコールセンターの開設	
					バイク自賠責保険の取扱いの開始	
				14年	1月	確定拠出終身年金保険の創設
				7月	普通養老保険及び特別養老保険について歳満期に統一	
					学資保険及び育英年金付学資保険の保険契約者の加入年齢範囲の上限の引上げ(50歳→55歳)	
				15年	1月	一時払年金保険等の保険料の改定
				4月	日本郵政公社の設立(簡易保険福祉事業団の廃止)	
					簡易保険事務センターの再編整理に伴う一部事務移管	
					年金商品の改善(年金額の定額型化、保証期間なしの終身年金保険の創設)	
					学資保険等の改善(保険契約者の加入年齢範囲の下限の引下げ(20歳→男性18歳、女性16歳)、22歳満期学資保険の創設等)	
					簡保資金の運用方法の拡大(信託会社への信託)	
				7月	簡保資金の運用方法の拡大(コール資金の貸付け、投資一任付き特定信託)	
				16年	1月	終身保険の改善(2倍型終身保険及び5倍型終身保険(ながいきくんぽらんす型2・5倍))の創設
					特別養老保険の改善(2倍型特別養老保険の満期年齢の拡大(70歳→75歳))	